

都市計画案（都市計画区域の整備、開発および保全の方針）の 窓口閲覧について（お知らせ）

福岡県が作成した都市計画案に関し、古賀市が計画対象に含まれる都市計画案について、下記のとおり閲覧場所を設置します。

1. 都市計画の案の種類及び名称

種類：福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

名称：福岡都市圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針（案）

2. 閲覧場所

古賀市役所建設産業部都市計画課（第2庁舎3階）

3. 閲覧期間

平成28年7月15日（金）から平成28年7月29日（金）

8時30分から17時まで

※期間中の土日祝日を除きます。

4. 意見書の提出について

上記都市計画の案について意見のある方は、平成28年7月29日（金）まで（必着）に、県知事あてに意見書を提出することができます。

提出された意見書の要旨は、上記都市計画の案が審議される福岡県都市計画審議会に提出されます。

○提出先

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部都市計画課（行政係）

Tel:092-643-3711

Fax:092-643-3716

E-mail:toshi@pref.fukuoka.lg.jp

○提出方法

持参、郵送、FAX及びメール

※持参以外の方法で提出される場合は、上記提出先にご連絡ください。

5. 問合せ先

詳細については、上記提出先にお問合せください。